

令和 5 年

波佐見町議会臨時会会議録

第3回 開会：令和 5年11月24日
閉会：令和 5年11月24日

波佐見町議会

令和5年第3回（11月）波佐見町議会臨時会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内 容
第 1 日	11月24日	金	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案審議
	(以下余白)			

令和5年第3回（11月）波佐見町議会臨時会目次

第1日目（11月24日）（金曜日）

○開 会	2
○会期日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 提案要旨の説明	2
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第4 議案第99号	4
日程第5 議案第100号	8
日程第6 議案第101号	10
日程第7 議案第102号	11
日程第8 議案第103号	13
日程第9 議案第104号	14
日程第10 報告第5号	18
○閉 会	19

第 1 日目（11 月 24 日）（金曜日）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第 99 号 令和 5 年度波佐見町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 議案第 100 号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 101 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 102 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 103 号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 104 号 財産の取得について
- 第 10 報告第 5 号 専決処分の報告について

第1日目(11月24日)(金曜日)

1. 出席議

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
12 番	脇坂	正孝	13 番	尾上	和孝
14 番	百武	辰美			

2. 欠席議員

11 番 北村 清美

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川 芳徳	総務課長	福田 博治
企画情報課長	澤田 健一	商工観光課長	太田 誠也
庁舎建設推進室長	大橋 秀一	税務財政課長	古賀 真悟
住民福祉課長	井関 昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤 幸治
建設課長	本山 征一郎	水道課長	中村 和彦
長寿支援課長	松添 博	子ども・健康保険課長	石橋 万里子
会計管理者 兼会計課長	串島 佳織	教育長	森田 法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長 哲也	総務課総務班係長	坂本 昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田 秀幸		

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから令和5年第3回波佐見町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、12番脇坂正孝議員、13番尾上和孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和5年第3回波佐見町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には御多忙の中に御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

12月も近づき朝夕はめっきり冷え込むようになりました。秋の終わりと冬の到来を感じつつありますが、日中は気温が上昇することもあり体調管理が難しい時期になりました。

先週11月12日は東京都において「東京波佐見会郷寄総会」、15日は「全国町村長大会」が開催され、また前後には各種団体の全国大会、陳情活動が行われコロナ禍の影響がない4年ぶりの通常の開催に参加しましたが、いずれの大会も盛況であり様々な活動が活発化していることを実感したと

ころでございます。

また昨日は波佐見町表彰式を行い、15名の方々を表彰したところであり、いずれの方々も、それぞれの分野で他の模範となり、町の発展に献身的な御尽力をいただいていることに心からの敬意を表するものであり、改めてお祝いを申し上げるところです。

さて新庁舎についてであります。先に建物の引渡しを受けて、机、椅子、書棚等の什器の搬入を行い、現在情報ネットワークの構築を進めており、さきにお知らせしているとおり、明けて令和6年1月4日から新庁舎での業務開始を目指して準備を進めているところであります。

これに先立ち明日、明後日には町民皆様への内覧会。そして開庁前日の1月3日には新庁舎で落成式典を開催予定であり、町民並びに議員皆様とともに新庁舎の完成を祝いたいと存じます。

それでは本臨時会に提出しました議案の要旨について御説明をいたします。

議案第99号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出の予算総額に5,500万円を追加し、補正後の予算総額を107億4,400万円とするものです。歳出で主なものは、国の人事院勧告に準じ職員の給与改定及び議員、町長等の報酬額の改定。新庁舎移転関連費用。障害児通所支援事業費など年度中途における事業計画の変更及び追加で、緊急性を有するもののほか、公用車の事故に係る損害賠償金など、財源については地方交付税及び国県支出金、基金繰入金等となっています。

議案第100号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じて議員報酬を改正するものです。

議案第101号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、先ほどの議案100号と同様に現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じて、町長等の給与を改正するものです。

議案第102号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、国の人事院勧告に準じ、一般職の給料表の改正及び期末勤勉手当の支給月数を改正するものです。

議案第103号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、当該年度において給与改定が行われた場合、会計年度任用職員の給与は、次年度から給与改定を適用することとなっていますが、これを当該年度改定後から適用したく所要の改正を行うものです。

議案第104号 財産の取得については、鴻ノ巣公園夜間照明設備について、10月27日に実施した一般競争入札の結果、落札した東京センチュリー株式会社と、所有権付き賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

報告第5号 専決処分の報告については、8月22日に発生した公用車による物損事故について、

相手方と損害賠償の額について同意が得られ、専決処分を行ったことから、地方自治法並びに町長の専決処分の指定に関する条例の規定に基づき報告するものです。

提出した議案は以上であり、詳細については御審議の折に説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

日程第4 議案第99号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第99号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

それでは議案第99号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）について説明をいたします。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ5,500万円を追加し、総額を107億4,400万円とするものです。債務負担行為の補正については第2表によります。

今回の補正は人事院勧告に伴う給与等の変更のほか、新庁舎移転に伴う費用の増額。療養サービス利用者の急増に伴う支援事業費の増額。公用車の事故に係る損害賠償金等について計上しております。

5ページをお願いします。第2表債務負担行為の補正となりますが、1. 鴻ノ巣公園夜間照明設備リース料を変更するもので、期間及び限度額については記載のとおりとなっております。

8ページをお願いします。歳入について主なものを説明いたします。10款、1項、1目。地方交付税は今回の補正に充てる一般財源として2,380万円を増額しています。

9ページをお願いします。14款、国庫支出金から12ページの15款、県支出金については、充当する事業の増減に伴い補正すべき額を計上しております。

こちらの主なものとして、9ページ14款、1項、1目。民生費国庫負担金の1,874万4,000円の増額と、11ページ15款、1項、1目。民生費県費負担金の953万円の増額は、障害児通所給付費と相談支援費給付費の歳出増に伴うものとなっております。

次に13ページをお願いします。18款、2項、2目。ふるさとづくり応援基金繰入金は、鴻ノ巣公園夜間照明設備リース事業の変更に伴い160万円を減額するものです。4目。庁舎建設基金繰入金は新庁舎移転に伴う費用に充てるため、370万円を増額しております。

続いて14ページをお願いします。20款、4項、3目。雑入には公用車の事故に係る自動車損害共済金52万円を計上しております。

以上が歳入の主なものとなります。

次に歳出については、関係課より主なものを順次説明してまいります。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは歳出について各課から説明を行います。まず総務課関係を御説明いたします。16ページをお願いいたします。

2款，1項，5目．財産管理費14節．新庁舎電話設備移設工事として186万1,000円を今回追加しております。工事内容は、現庁舎の電話交換機を新庁舎に移転するものでございますが、これに加えて新庁舎でコードレス電話を使いたいという希望が寄せられたため、このコードレス電話の基地局を4局増設することで、所要額を計上したところでございます。以上が総務課関係でございます。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは、住民福祉課所管に関しまして御説明をいたします。22ページをお願いいたします。3款，2項，2目．児童措置費で3,755万9,000円を増額しております。主なものは扶助費で3,749万円の増額でございますが、これは障害児通所給付費3,509万3,000円。障害児相談支援給付費239万7,000円の増額でございますが、これにつきましては新規利用者の増と、既存利用者の利用日数増によるものでございます。以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

次に農林課所管の補正内容について説明いたします。補正予算書24ページをお願いいたします。6款，1項，3目．21節．補償補填及び賠償金64万円の増額についてですが、説明に記載しておりますが、公用車交通事故賠償金として計上しております。財源につきましては横に記載してありますが、自動車損害共済金52万円などとなっております。

事故の内容につきましては、8月20日に発生した公用車による事故の物損事故で製陶所の建物及び内部の物品等を損傷させたものです。その後、10月1日に示談が成立しております。

以上で農林課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係でございます。33ページをお願いいたします。10款，5項，2目．13節でございます。鴻ノ巣公園夜間照明設備リース事業でございます。180万円減額をいたしております。これにつきましては当初予定では10月から利用開始ということで見込んでおりましたけども、この工事が今年度3月までずれ込むことになりまして、来年度4月からの共用開始ということで、半年分予定しておりましたリース料を減額するものでございます。

同じく、また戻っていただきまして、5ページの債務負担行為でございます。この部分が先ほどのリース料のところでございますけれども、金額当初は令和5年10月から令和15年9月まで予定をいたしておりましたけれども、ずれ込む関係で令和6年4月から令和16年3月までの期間の変更を行っております。

それと金額の変更につきましては、電気管理を委託しているところから、盤制御盤の更新も必要であるということで、指摘を受けた関係でその制御盤の金額の増額を見込んで、債務負担行為の増額をいたしております。

以上、令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ページ数は24ページをお願いします。4款，1項，3目，21節，公用車交通事故損害賠償金の件なのですけれども、後に出てくる専決処分でもありましたけれども、こちらは任意保険というのは、加入はされていなかったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

先ほどの御質問ですけれども、歳入のほうで説明をいたしたと思いますけれども、歳入の雑入のほうで自動車共済損害賠償金ということで、52万円を充てておりますけれども、それが一般に言われる任意保険からの保険料の支払いということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

16ページ、2款，1項，5目，14節ですけれども、これコードレス電話を使いたいということで、説明があったのですが、昨日この件について佐々町をちょっと調べていたのですね。そうすると佐々町は全員にスマホ型をやって、それが全部、総合課の通信もできるし、役場とも連絡がとれるということで、総額700万円というところで職員数はあんまり波佐見町と変わらないと思うのですけれども、逆にそっちのほうをされたほうが、よかったのではなかろうかと思ったのですけれども。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

佐々町が、先ほど言われたようないわゆるスマホ型の電話を導入して、それを執務室内の内線電

話的な使い方をされているということは新聞報道など、佐々町の課長さんにお会いしたときにお話を伺ったところでございます。考え方によるかと思えます。

確かにスマホの場合は機動性があるわけですが、一方で紛失ということもありますので、そのリスクもあるということです。内線電話は固定でございますので、当然そういった紛失のリスクはありません。

一方で先ほど言ったコードレスも役場の外では使えません。電波が届くところでございますので、どうしてもやはりこういった町民皆様の個人情報等を使うという観点からすると、本町では現時点では従来の固定の内線電話がベターだろうという判断をしております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

33ページの10款、5項、2目、13節、使用料及び賃借料の減額ですけど、これはちょっと確認ですが、今回180万円を減額してあるわけですね。ということは、もう今年度は制御盤等の工事がちゃんとなるまで支払いは不要と。そういうことでございますか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

今年度中に財産取得ということで、させていただきまして、供用開始が4月1月からということでございますので、4月からのリース料ということでございます。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

お尋ねいたします。ページ数が16ページです。2款、1項、5目、13節になります。

使用料及び賃借料ということで、台車のリース料ということで75万4,000円あがっております。こちらの説明をまずお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず内容でございますが、今回の現庁舎から新庁舎への引っ越しについては、職員で行うように考えております。一方で、他の自治体を見ると引っ越し業者さんに頼むというケースがありますが、先ほど言ったとおり本町は同じ敷地内で隣接していますので、職員で対応しようということでございます。

そのときに荷物を現庁舎から新庁舎に運ぶための道具が要るだろうということで台車、あとかご台車といって、段ボールを積んで崩れないようにする台車もあわせて今回リースをするということで、12月から1月上旬までして引っ越しの作業の円滑化を図りたいと考えるため、所要額を計上いたしました。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

大体何台ぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず通常の台車が13台、そしてかご台車といいまして荷物を囲んで縦に積むやつですね。それも同じく13台でございます。

○議長（百武辰美君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第99号 令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第4号）を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第100号

○議長（百武辰美君）

日程第5. 議案第100号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第100号について説明いたします。議案第100号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。提案理由でございますが、現下の社会経済情勢等を踏まえ、特別職の職員の給与改定に準じ所要の改正を行うものでございます。

次ページ別紙をお願いいたします。改正内容について第1条 第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則でございますが、施行期日等この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日に適用する。ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

次ページ説明資料をお願いいたします。

今回の改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正する法律に準じ、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

まず1. 期末手当の改正、改正条例第1条でございますが、5年度中6月期は既に支給しておりますので、12月期数の現行1.65月を1.75月にいたします。

前後いたしますが、年間の支給月数を3.30月から3.40月、0.1月分増するものでございます。

次、改正条例第2条でございます。6年度以降についてでございます。6月期と12月期それぞれ1.70月支給するものでございます。実施月についてでございますが、附則で説明したとおり改正条例第1条については本年12月期、改正条例第2条については令和6年度以降となります。

なお次ページ以降は新旧対照表となっておりますので、あわせて確認をお願いします。

以上で議案第100号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

今この議案は議員に関するものですが、特別職のそういう変更に伴って議題として、議案として上げられたと思うのですが、ちょっと質問ですが、特別職と議員のこういう例えば期末手当だけですが、こういうものが連動しなかった。つまり別々だったということが波佐見町の歴史においてあったのだろうかということと、もう1点は特別職のほうを先に審議されて、そのあとそれに伴って議員もそれでいきますかみたいな感じで、順番が逆でもいいのかなと私は感じたのですが、これはこういうふうになっていて、何かどうなのかな。別々になっても、審議していいのかなということをちょっと疑問に感じたので質問させていただきました。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず2つ質問があったと思いますが、議員皆さんのこの報酬そして期末手当のよりどころについては特別職の職員の給与に関する法律というところによっております。この考え方については、各自治体でやはり何をもってくるかというのは違うようでございます。大きい自治体は当然、自ら人

事委員会をもって給与等を附することが出来ますが、職員も同じでございますが、どうしてもやはり我々だけで、民間給与と調査をして独自の勧告をするというのは不可能でございますので、議員皆様においては、先ほど申し上げた法律に準じているということでございます。

そこで差があったかということでございますが、私が知る限り差はないというふうに考えております。

次に議案の順番でございますが、特別職、町長と副町長ありますがどちらが先かということは、私どもとしてはどちらでも構いません。ただし今までの慣例から、まずは議員の皆様をしていただいて、町長、副町長という習わしがあるようでございますので、今回もそのようになされたものということで考えております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第100号 波佐見町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数であります。したがって議案第100号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第101号

○議長（百武辰美君）

日程第6. 議案第101号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第101号について説明をいたします。議案第101号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例。町長及び副町長の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、人事院による特別職の国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、特別職の職員の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。改正内容でございますが、第1条 第2条第1項中「100

分の165を100分の175」に改める。第2条 第2条第1項中「100分の175を100分の170」に改める。

附則でございます。施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

次ページ、説明資料をお願いいたします。この改正についても議案第100号と同様に、期末手当の支給月数を改正するものでございます。まず期末手当の改正でございますが、年間の支給月数を3.30月から3.40月。0.1月分増するものでございます。内容については議案第100号と同じでございます。

次ページ以降は、新旧対照表となっておりますので、あわせて確認をお願いいたします。以上で議案第101号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第101号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第102号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第102号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。総務課長。

○議長（百武辰美君）

それでは議案第102号について説明いたします。

議案第102号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。一般職の職員の給与に

関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、人事院による国家公務員の給与の改正に関する勧告に準じ、一般職の職員の給与等について所要の改正をするものでございます。

次ページをお願いいたします。改正内容でございますが、第1条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第21条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第22条第2項中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表1を次のように改める。

少し飛びまして6ページをお願いいたします。第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第22条第2項中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、第3項中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則でございます。施行期日。第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第1条の規定第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項、同条第3項の改正規定を除くによる改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第1条の規定給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項、同条第3項の改正規定にかけるによる改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

8ページをお願いいたします。今回の改正は、国の人事院勧告に準じて行うもので、まず給料表の改正として、給料表月例給でございますが、これは附則第1条で申したとおり、令和5年4月から遡って適用いたします。一般職、高卒、大卒、初任給を高卒では1万2,000円、大卒では1万1,000円引き上げるものでございます。そのほかの改正の幅でございますが、一級から5級以上までここに掲げているそれぞれの改正幅でございます。

次に期末勤勉手当ですが、全体で今回4.40月を4.50月。0.10月増いたします。そこで改正条例1条と2条で変わりますが、改正条例1条5年度分として期末手当、12月期でございますが、現行の1.20月を1.25月。勤勉手当でございますが、現行の1.0月を1.05月。

改正条例第2条で6年度以降でございますが、期末手当について6月期、12月期それぞれ1.225月。勤勉手当が6月期、12月期それぞれ1.025月となります。

実施事業について重複する部分がございますが、給料表について適用は令和5年4月1日に遡って適用いたします。期末勤勉手当について令和5年12月期については、本年12月1日から。6年度

以降は書いてあるとおり令和6年4月1日適用となります。

次ページ以降は、新旧対照表となりますので、あわせて確認をお願いいたします。

以上で、議案第102号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第102号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第103号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第103号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第103号について説明いたします。議案第103号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由でございますが、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定について、所要の改正を行うものでございます。

次ページ、別紙をお願いいたします。改正内容でございますが、附則第12条を削るものでございます。そしてその附則でございますが、この条例は公布の日から施行したいと思います。

今回の改正は令和5年第1回定例会、議案第21号で当該年度に一般職の給与表を改正した場合であっても、その給与表を適用している会計年度任用職員の給与は、次年度から適用するということ

で附則第12条を追加改正したところですが、その後国の通知等により、処遇改善として一般職の給料表が改正した場合、同じように会計年度任用職員の給与も改正するようという方針が示されました。このため附則第12条があると、当該年度に改正が適用出来ないため削除するものでございます。

また国においては次年度から会計年度任用職員について勤勉手当の支給、一般職員と同様に給料表が増額改正された場合、4月1日に遡って適用できるように指針が示されております。今後、条例改正を予定しておりますので、申し添えたいと思います。

なお、次ページは新旧対照表になりますので、あわせて御確認をお願いします。

以上で議案第103号の説明を終わります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第103号 波佐見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第104号

○議長（百武辰美君）

日程第9. 議案第104号 財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第104号 財産の取得について説明申し上げます。別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。財産の種類については鴻ノ巣公園夜間照明設備で、数量等は4ページの製品一覧表のとおりでございます。取得の方法については、所有権移転つき賃貸借契約の期間満了後の無償譲渡によるものとしております。借入期間を令和6年4月1日から令和16年3月31日まで。その翌日の令和16年4月1日を設備の取得日としております。

賃貸借期間の契約金額は総額3,362万400円で、契約の相手方は東京都千代田区神田練堀町3富士ソフトビル。東京センチュリー株式会社 代表取締役社長馬場高一でございます。

次のページをお願いします。入札結果についてでございますが、一般競争入札による入札で、一社より参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果、東京センチュリー株式会社が落札したのとなっております。

なお概要につきましては、担当の教育委員会から説明がございます。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

4ページを御覧ください。鴻ノ巣公園の夜間照明設備でございますけども、まずテニスコートに2基ございます。照明が18個あるものが2か所。全部で36基ございます。多目的グラウンドのほうに16基ある照明が5か所。合わせて80基ございます。

テニスコートにつきましては平成3年に供用開始しておりまして、今年32年目。多目的グラウンドにつきましては平成元年から使用しておりまして、今年で35年目を迎えるというところでございます。

多目的グラウンドの照明につきまして全部で80基あるのですが、そのうちのもう数基が球切れを起こしていたというところで、更新をちょうど考えていたところでございます。そのときに購入ということで当初は思っていたのですが、ある会社のほうからリースの御相談がございまして、リースのほうが安く取得ができるということで、お話がございまして、そうであればリースのほうでということということで、当初予算に計上させていただいていたところでございますけども、先ほど申しましたとおり話を進めていくうちに制御盤のほうもちょっと不具合があるということで、この際それであればこの球の交換と合わせたところで、一括で発注をしたいということで、そういった打合せもろもろ行っておりましてちょっと実施期間がずれ込んだ次第でございます。

以上御説明申し上げます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

質問いたします。こちらの製品の一覧表とかLEDの照明の位置図。多目的グラウンドのところ

なのですが、これを見させていただきますと、鴻ノ巣公園というのは多目的グラウンドですよね。それらに書いてあるのは、内野とか外野とかもうほとんどもう野球のことしか考えていないような、説明になっております。

このLEDの位置を示してみても、野球のほうにほぼ寄ってしまっていて、半分より右側の山側というか、野球でいえば外野側ですよね。こちらのほうには投光器の向きは向いているのかもしれませんが、こちらのほうのライトが不足しているように見えます。

多目的グラウンドでしたら、ほかのサッカーとかそういったものにも使われるように、全体的なLED化が必要かと思いますが、これはどういったことでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

確かにこの5ページの図面でいけば左のほうに寄っているというところがございますけれども、もうこの設置で全体を照らすということで、当初からされておりますので、今回も球をLEDに変えるだけであって、全体的なそういった照明不足等々に対応できることということで、そういった新しい増設も行ってはおりません。

また新しい増設を行えば事業費のほうもその分上がってくるということで、現在そういった暗いとかいう——その球が切れているところは聞いたことがありますけども、ほかのところ、暗いとかそういった使いにくいというのは聞いておりませんので、現在の施設を使い回して、その照明の部分だけを交換するというので今回の工事の計画をいたしたところでございます。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

言われるのはよく分かります。しかし多目的グラウンドということは今後よく考えていただいて、していただきたいなと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

リース期間が終了する10年後ですかね、これは所有権が移転ということになるかと思うのですが、その後の工事、メンテ。このあたりはどうなるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

その後につきましては、LEDでございますので普通の照明より長期間使用ができる。それともう一つ一番のメリットはLEDに変えることによって、電気代が少なく済むということで、今もらっている資料でいきますと、ちょっとワット数の関係だと思うのですが、鴻ノ巣のほうは52%

ほど削減ができる。それとテニスコートのほうは71%ほど削減ができるということで情報をもらっております。この鴻ノ巣の電気使用量が令和4年度で300万円ほどかかっておりましたので、これがもう半分以下になるのではないかとということも我々は見込んでおります。

10年後。そのあとにどういった費用がかかってくるかということでございますけども、リース期間中はそういったメンテの料金も含めたところのリース料金でございます。ですので、リース期間が終了した後は、そのメンテ費用がプラスになってくるかなと。プラスというか新しく発生するかなということ、10年後は無償で波佐見町に譲受けを行いますので、そのあとはメンテの幾らかの費用がかかってくるのかなというかたちで思っております。

○議長（百武辰美君） 7番 福田議員。

○7番（福田勝也君）

この鴻ノ巣公園の照明の器具の取替え工事というのは、毎年されているようなのですが、特に去年なんかは、鴻ノ巣公園のナイターの照明の制御盤の改修工事ということで、決算書でも49万6,000円あげられておりました。

先ほどの説明では制御盤の不具合もあって、今年度制御盤のリースも含めてリース料を組まれたというふうな御説明がありましたが、去年4年度の制御盤の改修工事ですね。その分との兼ね合いはどうなっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

昨年の工事は、今までコイン式のもので電気料金とか支払いを行っておりましたけども、それを今デジタル方式に変えまして、数字を入力することによってそれを照明の時間を管理するというそちらのほうの工事でございます。今回はもう本当照明を制御するもとの機械の不具合が起きているということで、今回の工事と一緒に合わせて発注を、更新をいたしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

契約金が3,362万400円ということでございますけども、債務負担行為によるリース料ですか。これが10年間で4,000万円ということになっているのですが、このあたりの金額の差はどういうことなのでしょう。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

先ほど申しましたとおり制御盤の更新がこのくらい見込まれるのではないかとということで、上げさせていただいております。この3,362万400円につきましてはそのLEDの照明の部分のみでございます。

○議長（百武辰美君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第104号 財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第5号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

報告第5号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

次のページですね。

専決第7号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第2項の規定により、損害賠償の額を別紙のとおり専決処分する。

令和5年10月11日

専決理由

令和5年8月20日に永尾郷民地で発生した公用車による物損事故について、相手方との損害賠償の額について同意を得たことから専決処分するものである。

次に別紙、損害賠償の額を定めることについて。波佐見町永尾郷の民地において発生した公用車による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1. 事故発生日時 令和5年8月20日（火）午前10時頃

2. 事故発生場所 波佐見町永尾郷民地
3. 損害賠償の相手方 記載のとおりでございます。
4. 損害賠償の額 金63万9,078円
5. 事故の概要

令和5年8月20日（火）午前10時頃、職員が現地確認のため、公用車を民地に停止させたが、サイドブレーキが甘いうえ、Dレンジに入れたままであったので、降車後に公用車が無人の状態で自走し、民地の製陶所の倉庫に衝突し、建物及び内部の物品等を損傷させた。

以上で報告第5号についての説明を終わります。

○議長（百武辰美君）

会議の途中ですがしばらく休憩します。11時10分より再開をいたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上1件は報告でございますので、これを御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

令和5年第3回波佐見町議会臨時会を閉会します。御起立願います。お疲れさまでございました。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員